

コートジボワール共和国

水・森林省

## 新コートジボワール森林法典

2014年7月14日 法律第2014-427号

国民議会の採択により、

共和国大統領が以下の内容の法律を公布する：

〈抄訳〉

第I章：一般規定

第II節：国家森林政策における国家及びその他関係者の一般的義務

第12条：国家は、森林遺伝資源の利用並びに同資源に基づく生物工学より生ずる成果及び利益の取得について規制を行う。

第VI章：森林の保護と保全

第I節：森林の保護及び保全に関する一般的措置

第50条：森林植物の標本、種子及び森林遺伝資源の輸出入、及び海洋由来の種の持込みについては森林担当行政機関の事前許可を要するものとする。

海洋由来の植物又は動物相のあらゆる標本に関する輸出入、持込みの条件は閣僚会議にて採択された政令（décret）にて明示される。

第X章：その他の臨時及び最終規定

第147条：本法律施行日前に存在する保護林は国家保有のままとする。国家は、閣僚会議にて採択された政令に定められた条件及び方法に則り、それらの森林のうちいくつかの管理について地方自治体又は農村共同体に譲渡することができる。

第148条：本法律施行前に交付された森林利用に関する資格については、その

原文タイトル：la loi n° 2014- 427 du 14 juillet 2014 portant code forestier

原文リンク：<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/6920AC93-3BFD-FA16-5ED0-B0075ED8AC26/attachments/CODE%20FORESTIER%20ORIGINAL.pdf>

（最終アクセス日：平成 30年 2月 20日）

失効期日まで引き続き有効である。

**第149条**：保護林内に設置された農作地は、閣僚会議にて採択された政令に定められた条件及び方法に則り、森林空間へと転換される。

**第150条**：本法律の適用方法は、政令により決定される。

**第151条**：特に、1966年の管理のための財政法に関する1966年3月7日の法律第66-37号、財政附属書第14条により改定された、森林法典に関する1965年12月20日の法律第65-425号といった本法律に相反する以前の全ての規定については廃止される。

**第152条**：本法律はコートジボワール共和国官報にて公開され、国家の法律として施行される。

アビジャンにて 2014年7月14日

Alassane OUATTARA

コートジボワール共和国大統領